

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案要綱

一 平成十七年度以降の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等について、児童扶養手当法等の規定どおりに計算した手当の額が、特例額（平成十六年度の手当額を基準として、年平均の消費者物価指数が前年の消費者物価指数を下回った場合には、その低下分を減額させる方法により計算した額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、特例額を当該手当の額とすること。

二 この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。